

肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）に係る 事業参加の手続きについて

1 事業内容の周知徹底

委託先団体においては、県内の肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の登録生産者等に対し、本事業の内容等について別添「令和2年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）」を用いて説明を行い、周知徹底を行ってください。

なお、本事業について説明等を行った場合、その日時、対象者、内容等を必ず記録に残してください。

説明の上、本事業に不参加との回答があった場合は、その旨必ず記録に残すか、一筆いただいでください。

2 事業参加申込書等の受付

- ① 事業参加申込書等については、委託先で取りまとめを行ってください。
- ② 受付開始日は令和2年7月13日、提出期限は次のとおりです。

○牛マルキン登録生産者 令和2年7月27日（月）まで

○牛マルキン登録生産者以外 令和2年8月6日（木）まで

- ③ なお、広島県畜産協会のホームページでも情報及び様式を公開します。

3 事業参加申込時に必要な書類

- ① 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）参加申込書及び肥育牛経営強化計画（片面印刷）

※証拠書類等は、事業参加者各自で令和8年度末（令和9年3月31日）まで保管するとともに、後日で結構ですので、広島県畜産協会へも生産者チェックシートと併せてご提出ください。

- ② 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）の個人情報の提供に係る同意の委任状（片面印刷）

⇒牛マルキン登録生産者は別紙同意者リストで内容確認をしてください

- ③ 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート（家畜の飼養・生産）

- ④ 牛を販売する目的で牛の肥育を業として行っていることが判断できる書類

⇒個人の場合：令和元年度に肉用牛を販売したことが確認できるもの

⇒法人の場合：令和元年度に肉用牛を販売したことが確認できるもの又は定款等

- ⑤ 法人概要

- ⑥ 登記事項証明書及び株主に関する記載内容に係る書類

※なお、牛マルキン登録生産者においては④～⑥の書類の提出は不要です。